

過誤調整について

1 過誤調整

既に支払い済みの請求情報に対して誤りがあることが判明した場合や台帳の修正に伴い給付実績の内容に誤りが発生した場合に行う。具体的には請求明細書の取り下げのことをいう。

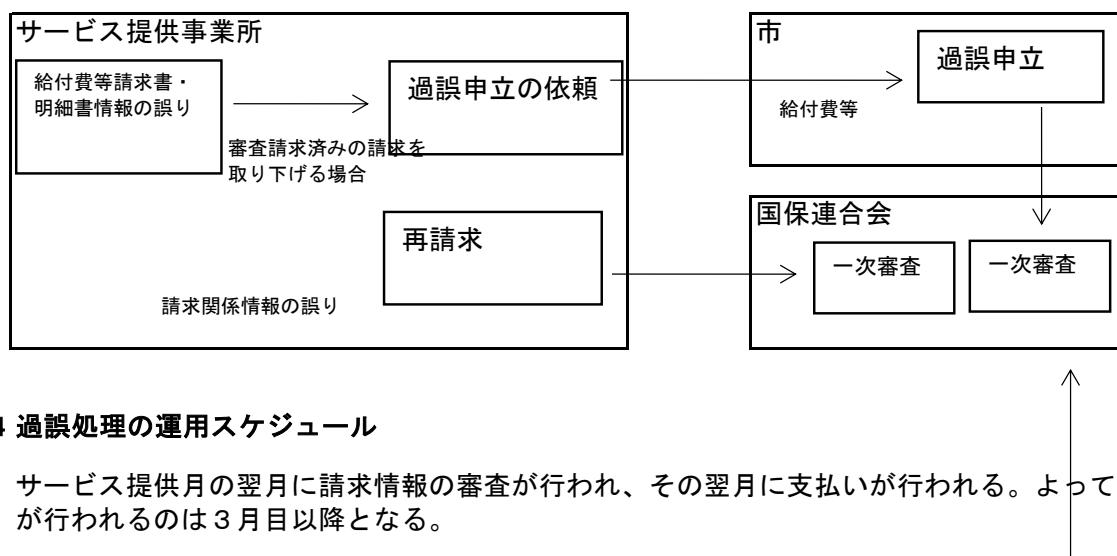
2 過誤調整の種類

通常過誤・・・過誤の申立の翌月以降に当該過誤対象を修正した請求明細書等が再度サービス提供事業所から提出される過誤のこと。

同月過誤・・・過誤の申立と同月に、当該過誤対象を修正した請求明細書等が再度サービス提供事業所から提出される過誤のこと。

3 過誤申立・再請求の流れ

サービス提供事業所が市に過誤申立書を提出。市から過誤申立情報を国保連合会に提出する。市が過誤を発見した場合も同様にサービス提供事業所に連絡し、過誤申立書を提出してもらい、市が過誤申立情報を国保連合会に提出する。またサービス提供事業所は過誤申立をした請求情報について、再請求の必要がある場合は修正した再請求を行う。



4 過誤処理の運用スケジュール

サービス提供月の翌月に請求情報の審査が行われ、その翌月に支払いが行われる。よって過誤申立が行われるのは3月目以降となる。

	サービス提供年月	サービス提供年月+1月	サービス提供年月+2月	サービス提供年月+3月
サービス提供事業所	↔ サービス提供	◆ 提出	◆ 支払通知受信	
国保連合会		↔ 一次審査	↔ 各種通知書作成・送信	
市		↔ 二次審査		↔ 過誤申立

5 請求情報に誤りがあった場合

- ①サービス提供事業所から市に対して過誤申立書を提出
 - ②市から過誤申立情報を国保連合会に提出
 - ③国保連合会にて受け付けた過誤申立情報の受付点検を実施し、エラーを発見した場合は市へエラーを通知する。
 - ④市はエラーの確認を行い、修正した過誤申立情報を国保連合会に提出
 - ⑤過誤申立翌月に、国保連合会から市及びサービス提供事業所へ過誤決定通知書情報を送付する。
- * 同月過誤では市における過誤申立月と同月にサービス提供事業所が再請求を行う。
- 「支払い決定額」 = 「決定額」 - 「過誤調整額」

サービス提供事業所	国保連合会	市
①サービス提供事業所は、一度審査決定した請求に対して取り下げを行う場合、市と調整し過誤申立を依頼し、過誤申立書を提出。	③国保連合会は、受け付けた過誤申立情報の受付点検を実施し、エラーを発見した場合、市へエラーを通知する。	②市は過誤申立情報を国保連合会に提出する。 ④市は受付点検でエラーとなった情報の確認を行い、誤りを修正した過誤申立情報を国保連合会に提出する。 ⑤過誤申立情報の審査結果に基づき市及びサービス提供事業所へ過誤決定通知書情報を送付する。